

建災防佐発第 122 号  
令和 6 年 5 月 7 日

建設業労働災害防止協会佐賀県支部  
分 会 長 } 各 位  
会 員 }

建設業労働災害防止協会佐賀県支部

支 部 長 松 尾 哲 吾

(支部長印省略)

### 建設業における新たな化学物質管理について（通知）

#### ～作業別管理マニュアルを策定～

化学物質の自律的管理に関する政省令改正により、リスクアセスメント対象物質のうち濃度基準値が設定される化学物質のばく露濃度を濃度基準値以下に低減させる措置が事業者に義務付けられました。

建設業においては、毎回異なる環境で作業を行うことが想定されることから、毎回のばく露濃度測定は現実的ではないという問題がありました。そのため建災防本部では建設業における化学物質の労働者のばく露濃度低減対策を効果的に進めるため、「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針（令和 5 年 4 月 27 日 技術上の指針公示第 24 号 2-2-1-(4)）」に示された考え方を踏まえ、化学物質のリスク管理に使用できる作業別マニュアルが作成されました。

令和 6 年 4 月に既に施行されておりますが、化学物質の自律的管理に向け、別添の「建設業における化学物質取扱い作業におけるリスク管理マニュアル」を活用の上、下記のとおり適正な化学物質管理をお願い申し上げます。

#### 記

##### 1 建設業者に求められる取組み

- (1) 化学物質管理者・保護具着用管理責任者を選任する（別途通知予定です）。
- (2) リスクアセスメント対象物について労働者のばく露濃度を最小限度にする。
- (3) 濃度基準値が設定されている物質について労働者のばく露濃度を基準値以

下にする。

- (4) リスクアセスメント結果とばく露濃度低減措置の内容を労働者に周知するとともに記録を作成保存する。
- (5) 皮膚等障害化学物質等への直接接触（使用手袋の透過によるものを含む。）を防止する。
- (6) 化学物質ばく露低減措置、リスクアセスメントの結果、事業者が実施した健康診断に関する事項を衛生委員会等に付議する。

## 2 建設業の化学物質取り扱いにおける管理マニュアル

### (1) 管理マニュアルについて

新しい化学物質管理の自律的管理の考え方に沿って、実際の建設作業現場における典型的な作業を洗い出し、労働者のばく露濃度を測定・分析し、ばく露濃度分析結果の評価、有効なばく露濃度低減措置の検討結果を踏まえた典型的な作業に対する管理マニュアルとなっている。

### (2) マニュアルの種類

次の6種類の作業に対するリスク管理マニュアルとなっている。なお、6種類の作業マニュアルの記入方法を記載した記入要領もPDF版で作成されている。

- ① セメント系粉体取扱い作業マニュアル（PDF版/Excel版）
- ② スリラー状のコンクリートを使用する作業マニュアル（PDF版/Excel版）
- ③ ドア塗装等有機溶剤取扱い作業マニュアル（PDF版/Excel版）
- ④ 防水等有機溶剤取扱い作業マニュアル（PDF版/Excel版）
- ⑤ シーリング等有機溶剤取扱い作業マニュアル（PDF版/Excel版）
- ⑥ 接着作業リスク管理マニュアル（PDF版/Excel版）

### 3 ホームページアップについて

前出の6種類の作業マニュアルPDF版及び記入要領PDF版は、近日中に建災防佐賀県支部のホームページにアップする予定です。

### 4 添付文書について

本通知文には、セメント系粉体取扱い作業マニュアル及び記入要領を添付しております。他のマニュアル等及びExcel版につきましては、お手数ながら建災防本部のホームページからダウンロードして下さい。

担当 川副 0952-26-2779

## セメント系粉体取扱い作業に使用されている主な化学物質

チェック 欄	成分名 (略名)	CAS RN	有機剤 の使用	無機剤 の使用	特定剤 の使用	リスクアセスメント 対象物質	家畜毒性 物質	皮膚腐食性 化学物質	GHS標準
<input type="checkbox"/>	重水素化カルシウム （石灰）	1305-78-8				○		○	☠
<input type="checkbox"/>	水酸化カルシウム （消石灰）	1305-62-0				○		○	☠
<input type="checkbox"/>	石膏（硫酸カルシウム）	14808-01-7				○	△	△	☠

## セメント系粉体取扱い作業 リスク管理マニュアル

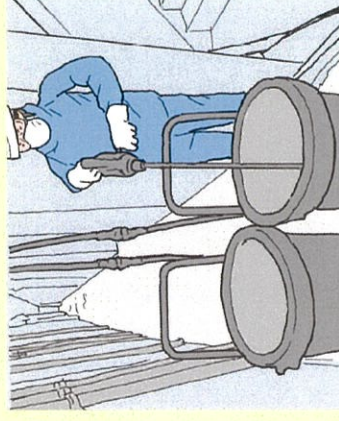
本マニュアルは、厚生労働省 令和5年4月27日技術上の指針公示第24号「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針」2-2-1-1-(4)に記載されている「建設作業等、毎回異なる環境で作業を行う場合については、典型的な作業を洗い出し、あらかじめ当該作業において労働者がばく露される物質の濃度を測定し、その測定結果に基づき有効な呼吸用保護具の使用等を行うことを定めたマニュアル」です。

本マニュアルにより、

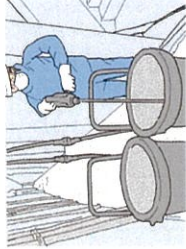
1. 作業ごとに労働者がばく露される物質の濃度を測定することなくその作業におけるリスクアセスメントを実施できること、
2. 定められた措置を適切に実施することで、その作業において、リスク低減措置を実施することができること

となります。

本マニュアルの作成に当たっては、建設労務安全研究会の協力を得て、建設業における代表的な化学物質取扱い作業を特定の上、建設業労働災害防止協会が、労働安全衛生総合研究所等の協力により、現場でのばく露測定調査を実施し、これらの作業におけるばく露実態を踏まえた労働安全衛生規則第577条の2第1項に定める有効な呼吸用保護具の使用を示しました。



セメント系粉体取扱い作業 リスク管理マニュアル

作業		取扱い会社名		元請会社名	
セメント系粉体をこねる作業		メーカー		作業期間	
製造紙のチェエック欄にチエックする。		選任日		選任日	
<b>製品名</b> <b>取扱い会社名</b> <b>化学物質管理者</b> <b>化学物質名</b> <b>発がん物質（特別管理物質又はがん原性物質）の有無</b>	個人ばく露測定の結果、室内作業の粉じん粒子は許容濃度と同程度であった。指定防護係数が4～1.0以上の防じんマスクを選定する。 なお、結晶シリカが微量含まれる製品を使用する際は、DS2、RS2など区分2のものを選定する。	<b>保護具着用管理責任者</b>  <b>保護具の留意点</b>  <b>国家検定済みの標章区分</b> 屋外 DS1,DL1,RS1,RL1 (区分1) 屋内 (シリカを含むもの) DS2,DL2,RS2,RL2 (区分2)		<b>保護手袋</b> ・天然ゴム製等の手袋を使用する。	
<b>有害性</b>  <b>緊急時の対応</b>	○強い眼の刺激性、皮膚刺激性があり、眼の角膜、鼻の内部組織、皮膚に炎症を起す可能性がある。 ○酸化カルシウムは水と接触すると強いアルカリ性を示す水酸化カルシウムとなり、皮膚や眼を損傷する。 ○粉体を吸入すると、気道や気管支、肺まで入り込み、反復ばく露によりじん肺を引き起こす可能性がある。	<b>「リスク低減対策」</b>  		<b>保護眼鏡</b> 側板（サイドシールド）付き保護眼鏡を使用する。	
<b>作業内容</b> <b>作業内容・換気状態に応じた呼吸用保護具</b>	皮膚に付着した場合はすぐに拭き取り、水及び石鹸で洗浄する。 炎症等が出た場合は、速やかに医師の診断を受ける。 眼に入った場合直ちに清浄な流水で数分間洗眼した後、医師の処置を受ける。	<b>作業内容</b> ① ② ③		<b>保護衣</b> 皮膚が露出せず、粉体が皮膚に付着しない服を使用する。（作業時には、セメントが染み込まない作業服を着用し、休憩時には作業服を脱ぐ。夏季においては、熱中症対策が必要。）	
<b>作業内容</b> セメント粉体をこねる作業 大量の粉体を取り扱う場合、屋内の場合、シリカを含むセメントの取扱いの場合 セメント粉体をこねる作業 屋外の場合 ため直し、後片付け、そうじ等の作業	区分2以上の防じんマスクを使用する。 (DS2,DL2,RS2,RL2,DS3,DL3,RS3,RL3)  区分1以上の防じんマスクを使用する。 (DS1,DL1,RS1,RL1,DS2,DL2,RS2,RL2,DS3,DL3,RS3,RL3)	<b>保護靴</b> 安全靴を使用する。 (粉体が入らない長靴を推奨する。)		<b>記録欄</b> 異常の記録 (保護具忘れ、こぼした、眼に入ったなど) 応急処置の記録等	
<b>保護具着用管理責任者</b> (前日までに記入)  <b>従事する作業内容</b> (当日記入)	<b>選択したマスクを記載</b>  <b>実際に使用したものを記載</b>	<b>選択した手袋を記載</b>  <b>実際に使用したものを記載</b>		各作業員 全員確認 サイン  元請確認	





②皮膚等障害化学物質(労働安全衛生規則第594条の2(令和6年4月1日施行)及び特別規則に基づき不透透性の保護具等の使用義務物質リストに記載されている物質)

## マニュアルの記入要領について(セメント)

### ● 化学物質管理者が記載 (前日までに)

1 マニュアルに貴社名、元請名、作業所名、作業内容、作業期間を記載してください。

使用する製品の SDS を確認します。製品のラベルと SDS の項目番号 1 に記載されている製品名が一致していることを確認します。  
マニュアルの製品名とメーカーの欄を記入します。

2 SDS の項目番号 2 の危険有害性の要約 GHS 分類、健康に対する有害性をチェックします。ラベル要素の絵表示のシンボルを確認します(腐食性 、どくろ 、感嘆符 、健康有害性  )。

3 SDS の項目番号 3 の組成、成分情報を確認します。含まれている成分が、マニュアルの裏表紙に記載されている場合は、□にチェックを入れてください。

チェックを入れた物質について、㊶、㊷、㊸の対象となっているか確認してください。

発がん物質の有無を確認し、有の場合には、発がん物質の欄に化学物質名を記載します。作業記録 (作業マニュアル)、健康診断の保存期間が 30 年となります。

### ● 保護具着用管理責任者が記載 (化学物質管理者が記載内容を確認後、作業前日までに)

4 記載日の作業内容を従事する作業名に㊶㊷記入してください。

5 作業内容・換気状態に応じた呼吸用保護具等 (以下「保護具」という。)を選択し、作業当日に着用する保護具等を確認し、「保護具着用管理責任者 (前日までに)」の欄に保護具名を記載してください。作業内容・換気状態に応じた呼吸用保護具等ご合致しているか確認してください。

### ● 保護具着用管理責任者または、職長が記載 (作業当日)

6 従事する作業名 (㊶㊷)、実際に使用する保護具を記載してください。保護具着用管理責任者または、職長は、上段の欄に記載されているものと合致しているか確認してください。

### ● 各作業員がサイン (作業開始前)

7 作業内容、保護具等の確認後、各作業員が全員サインをしてください。

### ● 職長が記載 (作業終了時)

8 作業終了時に、異常の記録欄に異常があった場合はその内容を、ない場合には、無と記載してください。

### ● 元請が記載 (作業終了後)

9 元請は、異常の記録欄に記載されていることを確認し、元請が確認欄にサインしてください。

## GHS による絵表示

危険有害性絵表示	シンボル	危険・有害性の例
	爆弾の爆発	不安定爆発物 火災または飛散危険性 熱すると爆発のおそれ
	炎	引火性液体； 可燃性液体 熱すると火災のおそれ 自然発火； 自己発熱・発火のおそれ 水に触れると可燃性ガスを発生
	円状の炎	火炎助長 酸化性物質 強酸化性物質
	ガスボンベ	可燃性の高いガス； 爆発的に反応するおそれ 高圧ガス 凍傷または傷害のおそれ
	腐食性	金属腐食のおそれ 皮膚の薬傷および眼の損傷
	どくろ	飲み込むと生命に危険 飲み込むと有毒 皮膚に接触すると生命に危険 皮膚に接触すると有害 吸入すると生命に危険 吸入すると有毒
	感嘆符	飲み込むと有毒；皮膚に接触すると有害 吸入すると有害のおそれ 皮膚刺激； 眼刺激 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ オゾン層の破壊により健康および環境に有害
	健康有害性	吸入するとアレルギー・喘息・呼吸困難を起こすおそれ 遺伝性疾患のおそれ 生殖能または胎児への悪影響のおそれ 反復曝露による臓器の傷害
	環境	長期継続的影響により水生生物に毒性